

日本体育測定評価学会

事務局運営に関する内規

1. 日本体育測定評価学会会則第 29 条の規定により，事務局の運営は会則 35 条に定められているほか，この内規に基づいて定めるものとする。
2. 事務局の決定は，原則として理事会で審議決定する。
3. 事務局の任期は 2 年とする。但し再任は妨げないが 2 期 4 年までとする。
4. 事務局は，(一社)日本体育・スポーツ・健康学会測定評価専門領域の事務局を兼ねる。
5. その他，事務局の運営に必要な事項は，理事会で決定することができる。

付 則

1. 本内規は，平成 16 年 3 月 13 日から施行する。〔平成 16 年 3 月 13 日理事会承認〕
2. 本内規は，平成 25 年 2 月 23 日，日本体育学会の一般社団法人への移行に伴う文言を修正し施行する。
3. 本内規は，令和 4 年 3 月 5 日，日本体育学会の学会名称変更に伴い文言を修正し施行する。